法令および定款に基づく
インターネット開示事項

- 事業報告
 （5）業務の適正を確保するための体制
 　　および当該体制の運用状況の概要
- 連結計算書類
 連結株主資本等変動計算書
 連結注記表
- 計算書類
 株主資本等変動計算書
 個別注記表

（2019年１月１日から2019年12月31日まで）

株式会社電通国際情報サービス

事業報告の「（5）業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.isid.co.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

事業報告

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第４項第６号および会社法施行規則第100条に規定される「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」として、以下をその基本方針として定めております。

①内部統制システムの運営・改善に向けた取り組み体制

当社および子会社（以下、当社グループという）の内部統制システムの運営・改善は、統合リスク管理室担当取締役を委員長とする「統合リスク管理委員会」において行う。

また、「統合リスク管理委員会」の事務局機能を担う組織として、「統合リスク管理室」を設置することにより、今後も内部統制システムの有効性確保に対する取り組みをより一層推進する。

②取締役および従業員のコンプライアンス体制

当社は、当社グループの取締役および従業員の業務の執行が、法令および定款に適合し、業務が適正に行われることを確保するために遵守すべき共通行動規範として、「電通グループ行動憲章」および当社グループの行動基準である「私たちの行動宣言」を位置づける。

当社取締役は、取締役会規則、常勤取締役会規程、役員規則に則り、適切に業務を執行する。また、当社グループにおける法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会または「常勤取締役会」において報告するとともに、速やかに監査役に報告することとする。

当社は、当社グループの従業員のコンプライアンス体制を確保するため、対応する主管部門・委員会が社内規程を整備するとともに、代表取締役直轄の「監査室」が内部監査を行う。また、「統合リスク管理委員会」のもとに、当社グループの行動基準等を所管する「倫理コンプライアンス分科会」を設置する。

当社グループは、電通グループの内部通報制度に参加するとともに、併せて当社グループの内部通報制度を維持・向上させて、適切に運用する。当社グループの従業員から、それらに報告相談があった場合には、必要に応じて速やかに常勤監査役に報告される。

なお、監査役から当社グループのコンプライアンス体制についての意見および改善の要求がなされた場合は、取締役が遅滞なく対応し、改善を図ることとする。

当社グループは、反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたない。不当な要求がなされた場合には、警察等の関連機関とも連携し、要求に屈することなく毅然とした態度で対応する。

③取締役の業務執行の効率化を図る体制

当社は、取締役会を原則として月１回開催し、また「常勤取締役会」を原則として週１回開催し、経営上の重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。

また、「常勤取締役会」の委任により、原則として取締役を責任者とする各種委員会等を設置し、委任された権限の範囲内において、業務執行事項の審議・決定等を行う。

取締役会、「常勤取締役会」あるいは各種委員会等での決定事項は、各担当取締役から各部門長に直ちに指示され、職制を通じて、また必要に応じて社内電子掲示板システム等を活用して、迅速に伝達される。

④取締役の業務執行に関する情報の保存・管理体制

当社は、取締役の業務執行に係る情報について、法令および取締役会規則、文書管理規程、情報管理規程、その他の社内規程に則り、適切に保存および管理を行う。

⑤リスク管理体制

当社は、リスク管理規程を定め、事業活動に伴う重要リスクへの対応計画を整備することにより、リスクの発生予防と発生した場合の影響を最小化することに努める。また、子会社のリスク管理体制の運営･改善を積極的に支援する。

リスク管理活動の具体的な取り組みは、「統合リスク管理委員会」および各リスクの所管部署が主体となって推進する。

「統合リスク管理委員会」は、当社の重要リスクの識別と評価を定期的に見直すことにより、リスク管理活動の実効性を確保するとともに、各リスク所管部署のリスク対応計画の実施状況を統括する。また、子会社の重要リスクの報告を受け、リスク対応計画の実施状況を統括する。

リスク所管部署は、「統合リスク管理委員会」の指揮のもと、当該リスクに対する対応計画を整備し、実行する。

⑥監査役の職務を補助する組織とその独立性並びに指示の実効性について

当社は監査役の職務を補助すべき従業員の組織体制として「監査役室」を設置するとともに専任担当者を配置し、監査役会直轄組織として取締役からの独立性を確保する。監査役は専任担当者に対する指揮命令権とともに、その人事異動、人事評価、懲戒処分等について同意権を有する。

⑦監査役への報告体制と監査の実効性の確保について

当社グループの取締役および従業員は、当社の信用や業績等に大きな影響を与える恐れのある事象や、法令・定款・社内規程等に違反する事実または不正な行為等を発見したとき、もしくは報告を受けたときは、法令および社内規程に則り速やかに監査役に報告する。また、監査役への報告者は、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いも受けない。

監査役は、取締役の意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、自らが必要と判断する重要な会議および委員会に積極的に出席する。また、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行うほか、当社グループ各社の監査役等とも定期的に会合を持ち、随時連携して当社グループの監査を実施する。

監査役は、必要に応じて取締役および従業員に対し報告を求め、関係資料を閲覧できる。また、監査を行う上で必要な場合、会計監査人・弁護士等の専門家を活用することができ、その費用も含め監査役の職務執行上必要な費用は会社が負担する。

⑧親会社・子会社を含めた企業集団の内部統制システム

当社は、株式会社電通の企業集団に属する子会社として、「電通グループ行動憲章」を遵守し、電通グループの企業価値向上に貢献する。

一方、当社は、上場会社として、親会社である株式会社電通からの独立性を確保する。

当社は、子会社の管理については、国内子会社管理規程、海外子会社、海外関連会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。また「統合リスク管理委員会」および社内の対応する主管部門・委員会等の活動を通じて、各子会社における内部統制システムの運営・改善を積極的に支援し、また子会社と協力して推進する。

また、子会社は、各社の規模、事業特性に応じ適切な頻度で取締役会や経営幹部による会議を開催し、経営上の重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。取締役会等での決定事項は、各担当取締役から職制を通じて、また必要に応じて社内電子掲示板システム等を活用して、迅速に伝達される。

⑨財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、「統合リスク管理委員会」の指揮のもと、当社グループ各社の規模、事業特性に応じ財務報告の適正性を確保するための仕組みを維持する。財務報告に係る内部統制が適切に維持・運用されているかについて、「監査室」が独立的評価を定期的に行う。また、当社は、外部監査人による監査を受ける。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの整備・改善とその適切な運用に努めております。当事業年度（2019年1月1日～同年12月31日）における運用状況の概要は以下のとおりです。

①取締役の業務執行

取締役会を13回ならびに「常勤取締役会」を53回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営上の重要事項の決定を行うとともに、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から業務執行状況の監督を行いました。また、「常勤取締役会」の委任により、各種委員会等を設置し、業務執行事項の審議・決定を行いました。なお、2020年1月1日付で「経営会議」を設置したことに伴い、2020年度より「常勤取締役会」は廃止しております。

②監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会等の重要な会議および各種委員会等に出席し取締役の意思決定の過程および業務執行の把握に努めております。監査役会は13回開催しております。また、代表取締役社長との会合を11回実施し、監査上の重要課題等につき意見交換を行いました。加えて、当社グループ各社の監査役等とも会合を持ち、連携して当社グループの監査を実施しております。

③コンプライアンス体制

「統合リスク管理委員会」のもとに、当社グループの行動基準等を所管する「倫理コンプライアンス分科会」を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化に努めております。さらに、当社グループは、電通グループの内部通報制度である「電通コンプライアンスライン」に参加するとともに、併せて当社グループの内部通報制度である「倫理ヘルプライン」も運用しております。これらに相談報告があった場合には、速やかに常勤監査役に報告しております。

また、反社会的勢力との関係を一切もたないよう、取引先についても与信管理において厳正なチェックを行い、取引契約書等には反社会的勢力排除条項を規定しております。

④リスク管理体制

「統合リスク管理委員会」において当社の重要リスクの識別と評価を実施し、リスク所管部署にリスク対応計画の作成と実行をさせることにより、リスク管理活動の実効性を確保しております。また、社長直轄の「不採算案件撲滅委員会」を設置し、不採算案件の早期収束と発生の防止に取り組んでおります。さらに、子会社の重要リスクについても「統合リスク管理委員会」がリスクの状況や対応計画の実施状況を統括する等、子会社のリスク管理体制の運営・改善を積極的に支援しております。

⑤財務報告の適正性を確保するための体制

「統合リスク管理委員会」の指揮のもと、当社グループ各社の規模および事業特性に応じ、財務報告の適正性を確保するための内部統制を維持・運用しております。また、財務報告に係る内部統制が適切に維持・運用されているかについて、「監査室」が内部監査計画に基づき、独立的評価を定期的に行い、その結果は外部監査人による監査も受けております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年1月1日　至 2019年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年1月1日　期首残高	8,180	15,285	27,292	△29	50,729
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,280		△2,280
親会社株主に帰属する当期純利益			6,226		6,226
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,946	△0	3,945
2019年12月31日　期末残高	8,180	15,285	31,238	△30	54,675

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2019年1月1日　期首残高	29	176	205	30	50,966
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,280
親会社株主に帰属する当期純利益					6,226
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	38	△60	△22	△6	△28
連結会計年度中の変動額合計	38	△60	△22	△6	3,916
2019年12月31日　期末残高	68	115	183	23	54,882

連　結　注　記　表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数　15社

② 連結子会社の名称

連結子会社の名称については「事業報告」の「1．企業集団の現況 (6) 重要な親会社および子会社の状況 ③ 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 非連結子会社の状況

① 非連結子会社の数　1社

② 非連結子会社の名称

(会社名)

PT.Ebiz Cipta Solusi

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の状況

① 持分法適用会社の数　7社

② 持分法適用会社の名称

持分法適用会社の名称については「事業報告」の「1．企業集団の現況 (6) 重要な親会社および子会社の状況 ④ 重要な関連会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 持分法非適用会社の状況

該当する事項はありません。

(3) 持分法適用会社の事業年度に関する事項

持分法適用会社であるクウジット株式会社、株式会社FINOLAB、株式会社ACSiONの決算日は3月31日、株式会社FAプロダクツの決算日は7月31日であり、連結決算日と異なりますが、連結計算書類の作成に際しては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社はありません。

4．会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの　　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

商品　　移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品　　個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品　　個別法による原価法

原材料及び貯蔵品　　最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、当社及び国内連結子会社が1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～38年

工具、器具及び備品　　５～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的ソフトウエア　見込販売収益（数量）又は見込有効期間（３年以内）に基づく定額法

自社利用ソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社については以下の方法によっております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、予測単位積増方式等によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時に費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエアに係る売上高及び売上原価の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（契約の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の契約

工事完成基準

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年３月30日　企業会計基準委員会）

「収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号　2018年３月30日　企業会計基準委員会）

（１）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年５月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年１月１日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する企業会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（2）適用予定日
2022年12月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響
「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

表示方法の変更に関する注記
（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

連結貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額　　6,269百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	32,591千株	－千株	－千株	32,591千株

2．自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	8千株	0千株	－千株	8千株

3．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月22日定時株主総会	普通株式	1,140	35.00	2018年12月31日	2019年3月25日
2019年7月31日取締役会	普通株式	1,140	35.00	2019年6月30日	2019年9月2日
計		2,280			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年3月24日開催の第45回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	1,368百万円
1株当たり配当額	42.00円
基準日	2019年12月31日
効力発生日	2020年3月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,497	3,497	－
(2) 受取手形及び売掛金	20,263	20,263	－
(3) 預け金	33,666	33,666	－
(4) 投資有価証券	305	305	－
資産計	57,733	57,733	－
(1) 支払手形及び買掛金	7,668	7,668	－
(2) リース債務（流動負債）	938	947	9
(3) 未払法人税等	1,781	1,781	－
(4) リース債務（固定負債）	1,755	1,759	4
負債計	12,143	12,156	13

（注）1．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務（流動負債）、(4) リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．関連会社株式（連結貸借対照表計上額1,846百万円）、非上場株式（連結貸借対照表計上額860百万円）及びその他（連結貸借対照表計上額1,028百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。また、敷金及び保証金（連結貸借対照表計上額3,705百万円）については、償還時期が確定しておらず将来キャッシュ・フローを見積ることができないため、上表に含めておりません。

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社ビルをはじめとしたオフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

主な使用見込期間を賃貸借契約開始から15年と見積り、割引率は1.897%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	872百万円
賃貸借契約締結に伴う増加額	70百万円
時の経過による調整額	3百万円
為替換算差額	△0百万円
期末残高	946百万円

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,683円70銭
1株当たり当期純利益	191円11銭

重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

（注）記載金額は、百万円単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年1月1日　至 2019年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
2019年1月1日期首残高	8,180	15,285	15,285	160	6,200	15,281	21,642	△29	45,079
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△2,280	△2,280		△2,280
当期純利益						5,960	5,960		5,960
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	3,679	3,679	△0	3,678
2019年12月31日期末残高	8,180	15,285	15,285	160	6,200	18,961	25,322	△30	48,758

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年1月1日期首残高	29	29	45,109
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△2,280
当期純利益			5,960
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	38	38	38
事業年度中の変動額合計	38	38	3,717
2019年12月31日期末残高	68	68	48,826

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの　　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

商品　　移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品　　個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品　　個別法による原価法

原材料及び貯蔵品　　最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～18年

工具、器具及び備品　　５～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的ソフトウエア　　見込販売収益（数量）又は見込有効期間（３年以内）に基づく定額法

自社利用ソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌事業年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエアに係る売上高及び売上原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（契約の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の契約

工事完成基準

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　3,224百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権　37,610百万円

② 短期金銭債務　7,249百万円

③ 長期金銭債務　209百万円

(3) 偶発債務

保証債務

次の関係会社の仕入債務に対し、債務保証を行っております。

ISID South East Asia (Thailand) Co., Ltd.　50百万円
(14百万バーツ)

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	14,034百万円
仕入高	14,910百万円
営業取引以外の取引高	1,498百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末の株式数
普通株式	8千株	0千株	－千株	8千株

6．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
未払事業税	121百万円
未払費用	764百万円
投資有価証券	373百万円
会員権	33百万円
減価償却費	243百万円
関係会社株式	610百万円
資産除去債務	242百万円
受注損失引当金	177百万円
貸倒引当金	141百万円
その他	89百万円
繰延税金資産小計	2,796百万円
評価性引当額	△1,406百万円
繰延税金資産合計	1,389百万円
（繰延税金負債）	
建物	△33百万円
その他有価証券評価差額金	△30百万円
繰延税金負債合計	△63百万円
繰延税金資産の純額	1,326百万円

7．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

親会社

会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関係内容	
					役員の兼任等	事業上の関係
株式会社電通	東京都港区	74,609	広告業	直接 61.8 間接 0.0	兼任 1人	当社の販売先

取引の内容	取引金額（百万円）		科目	期末残高（百万円）
システム開発等の提供 （注）1	13,712		売掛金	3,795
			前受金	998
資金の預託 （注）2	資金の預託	44,244	預け金	33,666
	資金の回収	41,632		
	利息の受取	5	その他	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1．システム開発等の提供については、市場価格・総原価等を勘案のうえ交渉し、大口顧客としての一般的取引条件と同様に決定しております。

取引金額には消費税等を含んでおりません。また、期末残高には消費税等を含んでおります。

2．資金の預託に係る利率については、市場金利を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

3．株式会社電通は2020年1月1日付で株式会社電通グループに商号を変更しました。

(2) 子会社及び関連会社等

子会社

会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容	
					役員の兼任等	事業上の関係
株式会社ISIDインターテクノロジー	東京都港区	326	システム開発等	直接 100.0	兼任 2人	当社顧客のシステム開発等委託

取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
システム開発等の委託 (注) 2	4,701	買掛金	852
受取配当金	220	―	―

会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容	
					役員の兼任等	事業上の関係
株式会社ISID-AO	東京都港区	300	アウトソーシング・保守運用サービス	直接 100.0	兼任 2人	当社顧客へのシステム保守運用サービス等委託

取引の内容	取引金額(百万円)		科目	期末残高(百万円)
資金の寄託 (注) 1	資金の寄託	5,594	預り金	2,359
	資金の返済	4,620		
	利息の支払	0	未払費用	0
受取配当金	640		―	―

注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1．資金の寄託に係る利率については、市場金利を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

2．システム開発等の委託については、市場価格・総原価等を勘案のうえ交渉し、一般的取引条件と同様に決定しております。

取引金額には消費税等を含んでおりません。また、期末残高には消費税等を含んでおります。

8．資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社ビルをはじめとしたオフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主な使用見込期間を賃貸借契約開始から15年と見積り、割引率は1.897%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	742百万円
賃貸借契約締結に伴う増加額	46百万円
時の経過による調整額	2百万円
期末残高	792百万円

9．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,498円56銭
1株当たり当期純利益	182円93銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

（注）記載金額は、百万円単位未満を切り捨てて表示しております。